改定素案 現行(第13回改定) 改定理由 た分類D-建設業 総 説 大分類D-建設業 総 説 総 説 この大分類には、主として注文又は自己建設によって建設工事を施工する事 この大分類には、主として注文又は自己建設によって建設工事を施工する事	
総 説	
総 説 総 説	
この大分類には、主として注文又は自己建設によって建設工事を施工する事 この大分類には、主として注文又は自己建設によって建設工事を施工する事	
この人が類には、土として注义又は自己建設によって建設工事を施工する争 この人が類には、土として注义又は自己建設によって建設工事を施工する争	
業所が分類される。	
ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事のただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の	
企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない。	
建設工事	
建設工事とは、現場において行われる次の工事をいう。	
(1) 建築物、工不施設での他工地に軽視的に接着する工作物及びでれらに附「(1) 建築物、工不施設での他工地に軽視的に接着する工作物及びでれらに附「 帯する設備を新設、改造、修繕、解体、除却若しくは移設すること。	
(2) 土地、航路、流路などを改良若しくは造成すること。 (2) 土地、航路、流路などを改良若しくは造成すること。	
(3) 機械装置をすえ付け、解体若しくは移設すること。 (3) 機械装置をすえ付け、解体若しくは移設すること。	
事業所	
建設業の事業所は、本店(個人経営などで本店のような事務所を持たない場 建設業の事業所は、本店(個人経営などで本店のような事務所を持たない場	
合は事業主の住居)、支店又はその他の事務所で常時建設工事の請負契約 合は事業主の住居)、支店又はその他の事務所で常時建設工事の請負契約 を締結する事務所あるいは建設工事の現場を管理する事務所とする。	
なお、建設工事の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事なお、建設工事の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事	
務所に含めて一事業所とする。 務所に含めて一事業所とする。	
建設業と他産業との関係 建設業と他産業との関係	
(1) 建設材料、その他の製品を生産又は販売する事業所が、自己の生産品又 (1) 建設材料、その他の製品を生産又は販売する事業所が、自己の生産品又 ┃	
は販売品を用いる建設工事(機械装置のすえ付け、解体、移設工事を除く)を は販売品を用いる建設工事(機械装置のすえ付け、解体、移設工事を除く)を	
併せ営む場合には、主な業務により製造業、卸売業又は建設業に分類され 併せ営む場合には、主な業務により製造業、卸売業又は建設業に分類され	
る。 (2) 金属、非金属、石炭、石油、天然ガスなどの鉱物を採取するための試堀、 (2) 金属、非金属、石炭、石油、天然ガスなどの鉱物を採取するための試堀。	
「は)並属、チェニ属、石灰、石油、大然が大などの鉱物と採取するための武盛、「は)並属、チェニ属、石灰、石油、大然が大などの鉱物と採取するための武盛、「は 「坑道掘さく、さく井、排土作業を主として請負う事業所は大分類Cー鉱業、採石」坑道掘さく、さく井、排土作業を主として請負う事業所は大分類Cー鉱業、採石	
業、砂利採取業[05]に分類される。	
(3) 土地、建物などの不動産の賃貸業、代理業、仲介業、管理業、建物建売業 (3) 土地、建物などの不動産の賃貸業、代理業、仲介業、管理業、建物建売業	
(自ら労働者を雇用して建物を建設し、それを分譲する事業所を除く)、土地分 (自ら労働者を雇用して建物を建設し、それを分譲する事業所を除く)、土地分 (おおおんち) (おおおおんち) (おおおおんち) (おおおおんち)	
譲業(自ら労働者を雇用して、土地造成を行い、それを分譲する事業所を除く) 譲業(自ら労働者を雇用して、土地造成を行い、それを分譲する事業所を除く) は土い類に、不動き業 加見賃貸業[59, 50] にいわされる。	
は大分類K-不動産業、物品賃貸業[68、69]に分類される。	
設計、監理を行う事業所は大分類Lー学術研究、専門・技術サービス業[742] 設計、監理を行う事業所は大分類Lー学術研究、専門・技術サービス業[742]	
に分類される。	
(5) 国、地方公共団体等の工事事務所、土木事務所の類は、主として建設工 (5) 国、地方公共団体等の工事事務所、土木事務所の類は、主として建設工	
事を自己建設(維持補修を除く)で行うもの以外は大分類L一学術研究、専門・事を自己建設(維持補修を除く)で行うもの以外は大分類L一学術研究, 専門・	
技術サービス業[7421]に分類される。 技術サービス業[7421]に分類される。 技術サービス業[7421]に分類される。	
(6) 石油精製、化学、製鉄、発電等のプラントを対象として、企画、設計、調達、(6) 石油精製、化学、製鉄、発電等のプラントを対象として、企画、設計、調達、 株工、株工管理を一括してき負い、これらのサービスを提供する事業形は大、株工、株工管理を一括してき負い、これらのサービスを提供する事業形は大	
施工、施工管理を一括して請負い、これらのサービスを提供する事業所は大 施工, 施工管理を一括して請負い, これらのサービスを提供する事業所は大 分類Lー学術研究、専門・技術サービス業[7499]に分類される。	

				В	本 標 準	. 产業	生分 類	第 14	4 回 改 5	宇素 案	(大分類[)-建設業)				
	改	定	素	案				現		13回 2	_	7—37	改	定	理	由
請負う事業所 建築物の改 る。 ただし、建等	f又は自己 な装又は軽 を物の改装	として土木施設 建設で行う事 微な増・改築 長又は軽微な!	業所が分数 工事を総合 増・改築工事	完成する。 貢される。 的に行う 事を行う事	ことを発注者にな 事業所も本分類 業所のうち塗装	に含まれ	請負う事業所 建築物の改 る。 ただし、建築	f又は自己 装又は軽 を物の改装	として土木施設、 己建設で行う事業 を微な増・改築エ 長又は軽微な増	き所が分類され 事を総合的に ・改築工事を行	することを発 える。 行う事業所も す う事業所のう	注者に対し直接 本分類に含まれ らを塗装工事, 内				
08]に分類さ	れる。 細分類	管理、補助的 主として管総 主として経営 企業の経営 報・宣伝、保 以外の業務・	り経済活動。 ●事務を行う 合工事業の を推進するが 有資機材の を行う事業系	を行う事業 本社等 事業所を きめの総系 管理、仕 所をいう。	事業所は、中分別 所(06総合工事 統括する本社等 多、財務・料購入 入・原材料購入 ち・支社・支所	*** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	08]に分類さ 小分類 番号 060		管理,補助的総 主として管理等 主として総合 企業の経営を	経済活動を行う 事務を行う本社 工事業の事業 推進するための 資機材の管理 行う事業所をし	う事業所(06総 等 所を統括する の総務, 財務 引, 仕入・原材:	合工事業) う本社等として, 自 経理, 法務, 広 料購入等の現業				
	0609	その他の管理として総企業の他事の支援業務	理、補助的組合工事業に 業所に対して を行う事業所	圣済活動を おける活動 て、輸送、 所をいう。		⋕、保安等		0609	その他の管理 主として総合 企業の他事業 の支援業務を	,補助的経済 工事業におけ 所に対して,輔 行う事業所をし	舌動を行う事業 る活動を促進 前送,清掃,修 いう。					
061	0611	有する事業所	築工事業 下施設と建第 所をいう。 引とは、土	木技術者	ずれでも完成す。 及び建築技術者	の双方を	061	0611	有する事業所	工事業 徳設と建築物を をいう。 」とは、土木技	術者及び建築	完成する能力を	除	建築工事業	€→指針①に	こより削

とである。

〇一般土木建築工事業

有し、かつ現実に土木工事及び建築工事の双方を施工しているか、又は最近において双方を施工した実績を有するこ

とである。

有し、かつ現実に土木工事及び建築工事の双方を施工しているか、又は最近において双方を施工した実績を有するこ

				<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	第 14	<u> 1 </u>	<u> </u>	<u> (分類D-建設業)</u>				
	改	定	素	案			現	行(第1	3回 改足	定)	改	定	理	由
062	0621	水設事壁工鉄高く)など行事完 し行 水 、	(()土山ム水の改事。日道工工工工学とには、別築腹工事、工事、工事、工事、工事、工事、工事、工事、工事、工作工工工工学・、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	く) による による にという にという による には いか は いか は いか は いか は いか は いか は い は い は	主として堤防・護岸・・砂防・海岸・治理・沙防・海岸・治建泉堤、野水池工事、びまま、大工・海に、大生どい・清橋。 では、大生が、大生を、大生を、大生を、大生を、大生を、大生を、大生を、大生を、大生を、大生を		0621	水利・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	掲工を発表しています。	いで, 主として堤防・護岸・可川・砂防・海岸・治山施 也, 用水池などの建設工 非水施設工事, 防波堤, 岸 は立工事, 干拓工事, 開墾 工・伏せどい・溝橋などの 手物工事, 当外力建設事を必 が放設・下の処理上水施設・配数・だンプ施設・形下水処理上水 が設・ボンプ施設・下行場・水板工 が設・工事, 平宅地、造成工 を行うことによって, 土木 を行うことによって, 土木 事業所は細分類0622 に, お分類0623 に, 舗装工事を される。 シエ事業[0623]; 舗装工事				
	0622	事業所をいる 〇ゴルフ場こ	園、公園、 う。 L事業		を築造する工事を行う 也工事業[0621]		0622	事業所をいう。 〇 <u>造園工事業:</u> :	ゴルフ場工事業	も地を築造する工事を行う ・整地工事業[0621]	造園工事業	〔→指針①	により削除	
	0623	しゅんせつコ 主としてしr 事を行う事業	ゅんせつエ		せつ工事を伴う土木工		0623	しゅんせつ工事 主としてしゅん 事を行う事業所を 〇しゅんせつエ	せつ工事及びしゅ をいう。	っんせつ工事を伴う土木工	しゅんせつ	工事業→扌	告針①により	別除
063		舗装工事業				063		舗装工事業						
	0631	舗装工事業 主として道 う事業所をい 〇道路舗装	路舗装工事 いう。	■及び舗装工	事を伴う土木工事を行		0631	舗装工事業 主として道路舗 う事業所をいう。 〇道路舗装工事		工事を伴う土木工事を行				

					<u>华 </u>	刀 規		<u>4 回 改 定</u>			一炷 汉未/	1 -			1
	改	定	素 第	₹			現	行(第1	13回 🖟	女定)		改	定	理	由
064	0641	建築工事業(木流 建築とし、 主主の、 を 主主の、 を を を を を を を を を を を を を の は の は の は の	生建築工の 生建物の 生物の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学	を除く) を除く) ・ 、	ート造建築 築物、コンク 建築物(ユ 建築物を完 組立鉄筋コン	064	0641	建築工事業(木) 建築工事業(木) 建築工事事大の 東大の 東大の 東大の 東大の 東大の 東大の 東大の 東大の 東大の 東	造建築工の造建築工の造建築工のでででであり、 は、では、では、では、では、では、では、でいる。 は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	を除く)なく、鉄骨鉄筋にを物、無筋コンクラインクリートをできます。 また アンブリケーション 物又はれんが 建築工事請負業 リートブロック 近	建築物, コンク ン建築物(ユ 造建築物を完 : 組立鉄筋コン				
065		木造建築工事業				065		木造建築工事業	ŧ						
	0651	木造建築工事業 主として木造建 〇木造住宅建築 ×木造建築リフォ	築物のみを完 工事業	で成する事業所を [0661]	いう。		0651	木造建築工事業 主として木造建 〇 <u>木造建築工事</u> ×木造建築リフ:	・ 建築物のみを <u>業:</u> 木造住宅	2建築工事業	fをいう。	木造建築.	工事業→指	針①により	削除
066	0661	建築リフォームエ 建築リフォームエ 主として各種建 合的に行う事業所 〇住宅リフォーム ×内装工事業[0 [0761又は0794] 設備工事業[083	:事業 築物の改装が 所をいう。 、工事業;木造 782];塗装工;冷暖房設備	事業[0771];屋村	工事業 退工事業	066	0661	建築リフォームコ 建築リフォームコ 主として各種建 合的に行う事業 〇建築リフォーム リフォームエ事業 ×内装工事業[0 [0761又は0794] 設備工事業[085	エ事業 建築物の改装 所をいう。 ム工事業:住 ⁵ 業 0782];塗装コ];冷暖房設備	宅リフォームエ に事業[0771];	事業;木造建築 屋根工事業	除	ームエ事業	美→指針①Ⅰ	こより削

改定素案	玛	見行(第13回改定) 改定理由
中分類07—職別工事業(設備工事業を除く) 総 説 この中分類には、主として下請として工事現場において建築物又は土木施設などの 工事目的物の一部を構成するための建設工事を行う事業所が分類される。		中分類07—職別工事業(設備工事業を除く) 総 説 は、主として下請として工事現場において建築物又は土木施設などの部を構成するための建設工事を行う事業所が分類される。
ただし、設備工事を行う事業所は中分類08一設備工事業に分類される。	ただし、設備工業	事を行う事業所は中分類08ー設備工事業に分類される。
小分類 細分類 番号 070 管理、補助的経済活動を行う事業所(07職別工事業) 0700 主として管理事務を行う本社等 主として職別工事業の事業所を統括する本社等として、保有 資機材の管理等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 ○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所 0709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 主として職別工事業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。 ○自家用車庫:自家用修理工場:自家用補修所:自家用資材 置場	070 070	分類
0711 大工工事業(型枠大工工事業を除く) 主として大工工事(型枠大工工事を除く)を行う事業所をい う。 建築物建設について、大工工事(型枠大工工事を除く)のほ かにとび工事、左官工事、屋根工事などを組み合わせて、木 造建築物の完成を発注者から直接に請負うことを主とする事 業所は中分類06[0651]に、主として型枠大工工事を行う事業 所は細分類0712に分類される。 〇造作大工業;堂宮大工業(総合請負をしないもの);木造 りゆう骨工事請負業 ×木造建築工事業[0651];型枠大工工事業[0712] 0712 型枠大工工事業 主として型枠大工工事ま う。〇仮枠大工工事業		大工工事業 11 大工工事業(型枠大工工事業を除く) 主として大工工事(型枠大工工事を除く)を行う事業所をい う。 建築物建設について、大工工事(型枠大工工事を除く)のほ かにとび工事、左官工事、屋根工事などを組み合わせて、木 造建築物の完成を発注者から直接に請負うことを主とする事 業所は中分類の6[0651]に、主として型枠大工工事を行う事業 所は細分類0712に分類される。 ○大工工事業: 造作大工業: 堂宮大工業(総合請負をしないも の): 木造りゆう骨工事請負業 × 木造建築工事業[0651]: 型枠大工工事業[0712] 型枠大工工事業 主として型枠大工工事を行う事業所をいう。 ○型枠大工工事業: 仮枠大工工事業 (枠大工工事業)

	강	文 定 素 案		現	行(第13回 改定)	改	定	理	由
072	0721	とび・土エ・コンクリート工事業 とび工事業 主として建方、足場組立、金属製仮設工事、支柱工事、ひき 屋工事を行う事業所をいう。 〇足場組立業:建方業(とび工事を主とするもの);ひき屋工事 業:メタルフォーム組立業:組立鉄筋コンクリート組立業:くい 打工事業:仕事師業(とび工事を主とするもの)	072	0721	とび・土エ・コンクリート工事業とび工事業主として建方、足場組立、金属製仮設工事、支柱工事、ひき屋工事を行う事業所をいう。 〇とび工事業:足場組立業:建方業(とび工事を主とするもの):ひき屋工事業:メタルフォーム組立業:組立鉄筋コンクリート組立業:〈い打工事業:仕事師業(とび工事を主とするもの)	とび工事業	→指針①に	こより削除	
	0722	土工・コンクリート工事業 主として土工工事及び一般的なコンクリート工事(型枠大工工事を除く)を行う事業所をいう。 〇機械土工工事業:コンクリート圧送工事業:コンクリート打設工事業:仕事師業(土工工事を主とするもの):地盤改良工事業:ウエルポイント工事業:薬液注入工事業		0722		土工工事業 より削除	::コンクリー	-卜工事業-	→指針①に
	0723	特殊コンクリート工事業 主として潜かん(函)などの特殊コンクリート基礎工事、場所 打ちコンクリートぐい工事、独立コンクリート煙突工事などの作 業を行う事業所をいう。 〇特殊コンクリート基礎工事業:場所打ちコンクリートぐい工事 業:独立コンクリート煙突工事業:プレストレストコンクリートエ 事業		0723	特殊コンクリート工事業 主として潜かん(函)などの特殊コンクリート基礎工事,場所 打ちコンクリートぐい工事,独立コンクリート煙突工事などの作 業を行う事業所をいう。 〇特殊コンクリート基礎工事業:場所打ちコンクリートぐい工事 業:独立コンクリート煙突工事業:プレストレストコンクリート工 事業:特殊コンクリート工事業	特殊コンクリ	リート工事業	美→指針①	により削除
073		鉄骨·鉄筋工事業	073		鉄骨·鉄筋工事業				
	0731	鉄骨工事業 主として現場で構造用鋼材の組立、びょう接、溶接工事を行う事業所をいう。 〇橋りょう工事業 ×建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む) [244]		0731	鉄骨工事業 主として現場で構造用鋼材の組立, びょう接, 溶接工事を行う事業所をいう。 〇 <u>鉄骨工事業:</u> 橋りょう工事業 ×建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む) [244]	鉄骨工事業	⇒指針①	こより削除	
	0732	鉄筋工事業 主としてコンクリート用鉄筋工事を行う事業所をいう。		0732	鉄筋工事業 主としてコンクリート用鉄筋工事を行う事業所をいう。 <u>〇鉄筋工事業</u>	鉄筋工事業	→指針①Ⅰ	こより削除	
074		石工・れんが・タイル・ブロック工事業	074		石工・れんが・タイル・ブロック工事業				
	0741	石工工事業 主として現場で天然石あるいは人造石の造形、取付け仕上 げを行う事業所をいう。 〇石工業(建設工事を行うもの);石垣築造業;道路石工事 業,軌道石工事業 ×建築材料卸売業[531];石工品製造業[2184];土工工事業 [0722]		0741	石工工事業 主として現場で天然石あるいは人造石の造形,取付け仕上げを行う事業所をいう。 〇石工業(建設工事を行うもの):石工工事業:石垣築造業; 道路石工事業:軌道石工事業 ×建築材料卸売業[531];石工品製造業[2184];土工工事業 [0722]	石工工事業	≑→指針①Ⅰ	こより削除	

	怎	て		現	行(第13回 改定)	改	定理	1	由
	0742	れんが工事業 主としてれんが工事を行う事業所をいう。 ×築炉工事業[0891];モザイクタイル加工業[2146]		0742	れんが工事業 主としてれんが工事を行う事業所をいう。 <u>〇れんが工事業</u> ×築炉工事業[0891];モザイクタイル加工業[2146]	れんが工事業	→指針①により	り削除	
	0743	タイル工事業 主としてタイル・モザイク・テラコッタ工事を行う事業所をい う。 ×モザイクタイル加工業[2146]		0743	タイル工事業 主としてタイル・モザイク・テラコッタ工事を行う事業所をいう。 <u>〇タイル工事業</u> ×モザイクタイル加工業[2146]	タイル工事業-	→指針①により	削除	
	0744	コンクリートブロック工事業 主としてコンクリートブロック工事を行う事業所をいう。 〇歩道用コンクリートブロック工事業 ×コンクリート製品製造業[2123]		0744	コンクリートブロック工事業 主としてコンクリートブロック工事を行う事業所をいう。 〇 <u>コンクリートブロック工事業:</u> 歩道用コンクリートブロック工事 業 ×コンクリート製品製造業[2123]	コンクリートブロ 除	コックエ事業→	指針①に	こより削
075	0751	左官工事業 左官工事業 主として <u>左官工事、モルタル工事及び吹付け工事などを行う事業所</u> をいう。 <u>〇とぎ出し工事業:洗い出し工事業:</u> 木舞業:漆くい工事業	075	0751	出し・磨き出し工事及びモルタル吹付工事などを行う事業所を いう。	建設業許可事を定して合わせた「主として左官:け工事などを行ったどを行ったが工事などを行ったが工事などのよい工事ない工事と説明文及び「	示(平成27年1 :内容にするた エ事、モルタル うう事業所をい 「業;洗い出し」	月30日最 め、 レエ事及で ら。 エ事業;オ	最終改 ゾ吹付
076	0761	板金・金物工事業 金属製屋根工事業 主として亜鉛鉄板、銅板、アルミニウム板などを用い、折板、 瓦棒、波形平板ぶきなどの工法による屋根工事を行う事業所 をいう。 〇鉄板屋根ふき業:銅板屋根ふき業:アルミニウム屋根ふき 業 ×かわら屋根ふき業[0794];スレート屋根ふき業[0794]	076	0761	板金・金物工事業 金属製屋根工事業 主として亜鉛鉄板、銅板、アルミニウム板などを用い、折板、 瓦棒、波形平板ぶきなどの工法による屋根工事を行う事業所 をいう。 〇鉄板屋根ふき業:銅板屋根ふき業:アルミニウム屋根ふき 業 ×かわら屋根ふき業[0794];スレート屋根ふき業[0794]				

	강	定定	素	案			現	行(第13回 改定)	改	定	理	田
	0762	の工事を行う	事業所をい て板金工事	う。 用の製品を製作	ライト、ブリキ煙突など作し、これを現場で取	,	0762	板金工事業 主としてとい(樋), 水切, 雨押, スカイライト, ブリキ煙突など の工事を行う事業所をいう。 注文を受けて板金工事用の製品を製作し, これを現場で取 り付ける事業所も含まれる。 〇板金工事業	板金工事業-	→指針①に	こより削除	
	0763	を行う事業所	子、装飾金 をいう。	全物、メタルラス 物小売業[602	などの建築金物工事 :1]		0763	建築金物工事業 主として面格子, 装飾金物, メタルラスなどの建築金物工事 を行う事業所をいう。 <u>〇建築金物工事業</u> ×金物卸売業[5591];金物小売業[6021]	建築金物工	事業→指釒	†①により削	除
077		塗装工事業				077		塗装工事業				
	0771	構築物、木柱 の塗装を行う 〇鋼橋塗装エ の):船舶塗装	を物内外、建 、木べい、オ 事業所をい 事業;建築 [9293];塗	建築設備、鉄塔、 た橋その他の木 う。 装飾工事業(塗	E除く) 、鉄橋その他の鋼製 、造構築物、船舶など を装工事を主とするも 1];道路標示・区画線		0771	塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く) 主として建築物内外、建築設備、鉄塔、鉄橋その他の鋼製 構築物、木柱、木ベい、木橋その他の木造構築物、船舶など の塗装を行う事業所をいう。 〇 <u>塗装工事業:</u> 鋼橋塗装工事業;建築装飾工事業(塗装工事 を主とするもの):船舶塗装業 ×看板書き業[9293];塗料卸売業[5321];道路標示・区画線 工事業[0772]	塗装工事業-	→指針①に	こより削除	
	0772	道路標示・区 主として道路 所をいう。			塗装によって行う事業	ž.	0772	道路標示・区画線工事業 主として道路面の標示・区画線工事を塗装によって行う事業 所をいう。 〇道路標示・区画線工事業	道路標示·区 除	画線工事	業→指針①	により削
078		床•内装工事	業			078		床・内装工事業				
	0781	ローリングブロ う。	コックなどの		ート、カーペット、フ ニ事を行う事業所をい 舶床張請負業		0781	床工事業 主としてプラスチック系床タイル、床シート、カーペット、フローリングブロックなどの取付け・仕上工事を行う事業所をいう。 〇床張工事業:フローリング工事業:船舶床張請負業				
	0782	その他建築物 〇テックス工事業 ※家具小売業	D及び船舶内 事業;練付コ [6011];畳	内部の装飾工事 ニ事業; 壁紙工	寸け工事、壁紙工事、 事を行う事業所をいう。 事業;室内装飾工事 ;家具・建具卸売業		0782	内装工事業 主としてテックスその他繊維板のはり付け工事, 壁紙工事, その他建築物及び船舶内部の装飾工事を行う事業所をいう。 〇テックス工事業:練付工事業:壁紙工事業:室内装飾工事 業 ×家具小売業[6011];畳卸売業[5513];家具・建具卸売業 [5511];室内装飾繊維品卸売業[5514]				

	2	女 定	素	案			現	行(第13回 改定)	改	定	理	由
079	0791	ガラスを販売する れない。)取付エ≅ るとともに	事のみを行う事業所をい その取付工事を行う事 板ガラス小売業[6094]	業所は含ま	079	0791	その他の職別工事業 ガラス工事業 主としてガラスの取付工事のみを行う事業所をいう。 ガラスを販売するとともにその取付工事を行う事業所は含まれない。 〇ガラス工事業 ×板ガラス卸売業[5313];板ガラス小売業[6094]	ガラスエ事業	→指針①	により削除	
	0792	扉、非常階段など 個人の注文を受 業所は大分類Iー ○金属製建具取	サッシ、金 の取付コ けて金属 卸売業、 付業	:属製ドア、金属製シャッニ事のみを行う事業所を 製建具を製作しこれを1 小売業[6012]に分類さ が組枠製造業[2443]:建	いう。 取付ける事 れる。		0792	金属製建具工事業 主として金属製サッシ、金属製ドア、金属製シャッター、防火 扉、非常階段などの取付工事のみを行う事業所をいう。 個人の注文を受けて金属製建具を製作しこれを取付ける事 業所は大分類I 一卸売業、小売業[6012]に分類される。 〇金属製建具取付業 ×金属扉・窓枠・くり形及び組枠製造業[2443];建具小売業 [6012]				
	0793	個人の注文を受 所は大分類I一卸 〇つりこみ業	けて木製 売業、小	工事のみを行う事業所は は具を製作しこれを取り 売業[6012]に分類され ・建具卸売業[5511];	付ける事業る。		0793	木製建具工事業 主として木製建具の取付工事のみを行う事業所をいう。 個人の注文を受けて木製建具を製作しこれを取付ける事業 所は大分類「一卸売業、小売業[6012]に分類される。 〇つりこみ業(木製建具工事業) ×建具小売業[6012];家具・建具卸売業[5511];建具製造業 [1331]		事業)→推	賃針①により	削除
	0794	う。 〇屋根ふき業(板 き業;とんとんぶき	事(金属集 金を除く) 業;スレ	□事業を除く) 以屋根工事を除く)を行う ○;かわら屋根ふき業;ホート屋根ふき業;ホ ート屋根ふき業;かや屋 [2123];金属製屋根工事	マ羽屋根ふ と根ふき業		0794	屋根工事業(金属製屋根工事業を除く) 主として屋根工事(金属製屋根工事を除く)を行う事業所をし う。 〇屋根ふき業(板金を除く);かわら屋根ふき業;木羽屋根ふ き業;とんとんぶき業;スレート屋根ふき業;かや屋根ふき業 ×コンクリート製品製造業[2123];金属製屋根工事業[0761]				
	0795	事業所をいう。		工事、モルタル防水工 ;モルタル防水工事業	事などを行う		0795	防水工事業 主としてアスファルト防水工事、モルタル防水工事などを行う 事業所をいう。 〇 <u>防水工事業:</u> アスファルト防水工事業 ; モルタル防水工事業		→指針①に	こより削除	

改定素案	現	行(第13回 改定)	改	定理	里 由
0796 <u>解体・はつり工事業</u> 主として <u>工作物の解体又は</u> コンクリート構造物のはつり及び 破壊を行う事業所をいう。	0796	主としてコンクリート構造物のはつり及び破壊を行う事業所をいう。 〇 <u>はつり工事業:解体工事業</u>	実態の変化としの市場規模が 26年の建設業 ける建設工事の解体を行う工事 で項目名及び	いった事情が: 見込まれたこ 法改正により の区分に解体 事)が追加され 説明文を修正	の専門化や施工 生じ、また、一定 生とを踏まえ、にが 、建事(工作物の した。これを踏まえ する。 →指針①により削
0799 他に分類されない職別工事業 主として他に分類されない職別工事を行う事業所をいう。 〇サンドブラスト業;潜水工事業;建設揚重業;炉解体業;カー テンウォール工事業;電気防蝕工事業	0799	他に分類されない職別工事業 主として他に分類されない職別工事を行う事業所をいう。 〇サンドブラスト業;潜水工事業;建設揚重業;炉解体業;カー テンウォール工事業;電気防蝕工事業			

	강	定定	素	案			現	行(第13回 改定)	改	定	理	由
		中分類	08—設備 総 説	工事業				中分類O8—設備工事業 総 説				
水・衛生設備 直接請負う事	、昇降設 事業所又に	備、その他機械	线と置などの う事業所並)設備を完成 びに下請とし		水・衛生設備 直接請負う事	i, 昇降設 業所又に	として電気工作物,電気通信信号施設,空気調和設備,給排 備,その他機械装置などの設備を完成することを発注者に対し は自己建設を行う事業所並びに下請としてこれらの設備の一部 に事を行う事業所が分類される。				
	〔 細分類 番号		経済活動を	そ行う事業所の	(08設備工事業)		細分類 番号	管理, 補助的経済活動を行う事業所(08設備工事業)				
	0800	業の経営を推	講工事業の 進するため 材の管理、 所をいう。	事業所を統括 の総務、財 仕入・原材料	話する本社等として、自企 務・経理、法務、広報・宣 料購入等の現業以外の業 支社・支所		0800	主として管理事務を行う本社等 主として設備工事業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための総務、財務・経理、法務、広報・宣伝、保有資機材の管理、仕入・原材料購入等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 〇管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所				
	0809	の他事業所に業務を行う事	工事業におこ対して、輸 業所をいう。	さける活動を 送、清掃、修 。	う事業所 促進するため、同一企業 理・整備、保安等の支援 家用補修所 : 自家用資材		0809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 主として設備工事業における活動を促進するため、同一企業 の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援 業務を行う事業所をいう。 〇自家用車庫:自家用修理工場:自家用補修所:自家用資材 置場				
081	0811	主として送電道、トロリーカ配線工事、し事並びに水力変電設備工事	記線・配電網・配電網・ケーブール・ケーブーののののでは、大き、開閉所のでは、大き、開閉をでは、大き、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、<!--</td--><td>ルカー等の電電路工事、そく力発電所の 関備工事、変援の 関係工事、変変を では、 では、 では、 では、 では、 では、 でいる。 では、 でいる。 では、 でいる。 では、 でいる。 では、 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。</td><td></td><td>081</td><td>0811</td><td>電気工事業 一般電気工事業 主として送電線・配電線工事(地中線工事を含む), 電気鉄道, トロリーカー, ケーブルカー等の電線路工事, 海底電線路配線工事, しゅんせつ船電路工事, その他これらに類する工事並びに水力発電所, 火力発電所の電気設備工事, 変電所変電設備工事, 開閉所設備工事, 変流所設備工事, 船内電気設備工事, 電気医療装置設備工事等の設備工事を全て又はいずれかを施工する事業所をいう。 〇送配電電線路工事業;電気設備工事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td>	ルカー等の電電路工事、そく力発電所の 関備工事、変援の 関係工事、変変を では、 では、 では、 では、 では、 では、 でいる。 では、 でいる。 では、 でいる。 では、 でいる。 では、 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。		081	0811	電気工事業 一般電気工事業 主として送電線・配電線工事(地中線工事を含む), 電気鉄道, トロリーカー, ケーブルカー等の電線路工事, 海底電線路配線工事, しゅんせつ船電路工事, その他これらに類する工事並びに水力発電所, 火力発電所の電気設備工事, 変電所変電設備工事, 開閉所設備工事, 変流所設備工事, 船内電気設備工事, 電気医療装置設備工事等の設備工事を全て又はいずれかを施工する事業所をいう。 〇送配電電線路工事業;電気設備工事業				

	5	文 定	素	案			現	行(第13回 改定)	2	炇	定	理	由
	0812	灯照明、電力、同村社、商店、住宅その照明、アーケード、気使用施設の自身配線工事又はネオ板、電気看板等のを施工する事業所のスオン装置工事	機器の道界ン設を業売的で ので で ので ので ので ので ので ので ので ので	内配線業 5931] ; 電気機械器具領	事業場、会 泉工事、屋外 工事、一般電 事、空港等の き、ネオン看 又はいずれか		0812	電気配線工事業 主として建築物、建造物の屋内、屋側及びその構内外の 灯照明、電力、同機器の配線工事、一般工場、事業場、会 社、商店、住宅その他電灯照明電力機器の配線工事、屋: 照明、アーケード、道路照明等の照明設備配線工事、一般 気使用施設の自家用受変電設備工事、配線工事、空港等 配線工事又はネオン広告塔、電気サイン広告塔、ネオン看 板、電気看板等の設備並びに配線工事の全て又はいずれ を施工する事業所をいう。 〇電気配線工事業:ネオン装置工事業:船内配線業 ×電気機械器具小売業[5931];電気機械器具卸売業[54 屋外広告業(総合的な サービスを提供するもの)[7311]	電・ト電のかか	配線工具	≨業→指針	╁⊕เニよりi	削除
082		電気通信•信号装	置工事	業		082		電気通信·信号装置工事業					
	0821	く) 主として電話線路 設備(支持柱を含す その一部を施エす ただし、有線テレ 業所は細分類082 〇電話線路工事業 備設置工事業 放送設備設置工事	ろいるだって、 (ケ)、事ジ分に通機; (重業)、 (重業)、 (重集) (重集) (重等) ((事) (((((((((((((((((((v放送設備の設置工事	言電話空中線する工事又はを施工する事線電話機械設またビジョンの構設置工事業		0821	電気通信工事業(有線テレビジョン放送設備設置工事業をく) 主として電話線路(ケーブルを含む),無線電信電話空中設備(支持柱を含む),電信電話機械設備に関する工事又その一部を施工する事業所をいう。 ただし,有線テレビジョン放送設備の設置工事を施工する業所は細分類0822に分類される。 〇 <u>電気通信工事業:</u> 電話線路工事業;通信土木工事業;存線・無線電話機械設備設置工事業;電信機械設備設置工事業;有線・無線テレビジョン放送設備設置工事業;有線・無線ラジ放送設備設置工事業 ×通信機械器具卸売業[5432];有線テレビジョン放送設備置工事業[0822]	線は事を事する	通信工事	事業→指針	計①により	削除
	0822	有線テレビジョンが 主として有線テレ 業所をいう。		構設置工事業 ン放送設備の設置工事	を施工する事		0822	有線テレビジョン放送設備設置工事業 主として有線テレビジョン放送設備の設置工事を施工する 業所をいう。 〇有線テレビジョン放送設備設置工事業				设備設置工	事業→指
	0823	保安装置、電気信	号線支 警報装 ^拿 業	言号機、連動機、転てで 持物などの信号保安装 置に関する工事を施工 5432]	装置及び火災		0823	信号装置工事業 主として閉そく器、電気信号機、連動機、転てつ装置、踏 保安装置、電気信号線支持物などの信号保安装置及び火 報知機、その他の警報装置に関する工事を施工する事業 をいう。 〇 <u>信号装置工事業</u> :火災報知機工事業 ×通信機械器具卸売業[5432]	刃 災	装置工	事業→指針	計①により	削除

	<u>ئ</u>	女 定 素 案		現	行(第13回 改定)	改	定	理	由
083	0831	管工事業(さく井工事業を除く) 一般管工事業 主として冷暖房設備、温湿度調節装置、換気装置、空気調節 装置、乾燥装置、冷凍冷蔵装置、製氷装置、冷却塔などの熱 学施設及び給排水・衛生設備に関する工事を全て施工する事 業所をいう。	083	0831	管工事業(さく井工事業を除く) 一般管工事業 主として冷暖房設備, 温湿度調節装置, 換気装置, 空気調節装置, 乾燥装置, 冷凍冷蔵装置, 製氷装置, 冷却塔などの熱学施設及び給排水・衛生設備に関する工事を全て施工する事業所をいう。 〇一般管工事業	一般管工事	業→指針⑴	①により削り	余
	0832	冷暖房設備工事業 一般管工事業に属さない、主として冷暖房設備、温湿度調 節装置、換気装置、空気調節装置、乾燥装置、冷凍冷蔵装 置、製氷装置、冷却塔などの工事を施工する事業所をいう。 ○温湿度調節装置・乾燥装置工事業;冷凍冷蔵・製氷装置工 事業		0832	冷暖房設備工事業 一般管工事業に属さない、主として冷暖房設備、温湿度調 節装置、換気装置、空気調節装置、乾燥装置、冷凍冷蔵装 置、製氷装置、冷却塔などの工事を施工する事業所をいう。 〇 <u>冷暖房設備工事業:</u> 温湿度調節装置・乾燥装置工事業;冷 凍冷蔵・製氷装置工事業	冷暖房設備	工事業→	指針①によ	り削除
	0833	給排水・衛生設備工事業 一般管工事業に属さない、主として建築物、工場など各種施設の給水設備(井戸ポンプを含む)、排水設備、給湯設備、消火設備、水洗便所、ちゅう房設備、汚水汚物処理装置、汚物浄化槽、じんかい処理装置などの設備工事を施工する事業所をいう。 〇給水設備工事業;排水設備工事業;消火設備工事業;井戸ポンプ工事業 ×衛生用陶磁器卸売業[5319]		0833	給排水・衛生設備工事業 一般管工事業に属さない、主として建築物、工場など各種施設の給水設備(井戸ポンプを含む),排水設備、給湯設備,消火設備、水洗便所、ちゆう房設備、汚水汚物処理装置、汚物浄化槽、じんかい処理装置などの設備工事を施工する事業所をいう。 〇給排水設備工事業:給水設備工事業:排水設備工事業;消火設備工事業:衛生設備工事業;井戸ポンプ工事業×衛生用陶磁器卸売業[5319]				
	0839	その他の管工事業 主としてガス導管配管、ガス内管配管、送油管配管、プラント 配管、その他の配管工事を行う事業所をいう。 〇ガス配管工事業;配管工事業		0839	その他の管工事業 主としてガス導管配管, ガス内管配管, 送油管配管, プラント 配管, その他の配管工事を行う事業所をいう。 〇ガス配管工事業;配管工事業				
084	0841	機械器具設置工事業 機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く) 主として機械装置のすえ付基礎工事、機械装置のすえ付け、組立、解体などの工事を施工する事業所をいう。 〇収じん(塵)装置工事業;索道架設工事業;計装工事業;自動ドア設置工事業;自動改札機設置工事業	084	0841	主として機械装置のすえ付基礎工事,機械装置のすえ付け,組立,解体などの工事を施工する事業所をいう。 〇機械器具設置工事業;収じん(塵)装置工事業;索道架設工事業:計装工事業;自動ドア設置工事業	駅の自動改 機械() 川に含 を例 の の が を が が が が が が が が が が が が が が が が	置工事業 まれることで 加する。な 分とも整合	(昇降設備: を明確にする お、これは さする。	正事業を るため内 建設業法

	2	文 定 素 案		現	行(第13回 改定)	改	定	理	由
	0842	昇降設備工事業 主としてエレベータ、エスカレータなどの昇降設備に関する建 設工事を施工する事業所をいう。		0842	昇降設備工事業 主としてエレベータ、エスカレータなどの昇降設備に関する建 設工事を施工する事業所をいう。 ○昇降設備工事業	昇降設備工	事業→指	針①によりぱ	削除
089	0891	その他の設備工事業 築炉工事業 主として溶鉱炉、平炉、石灰窯、れんが窯、融解窯、じんあい(塵埃)焼却炉、火葬場の炉、火力発電所などのボイラなど 各種の窯炉建設工事を行う事業所をいう。	089	0891	その他の設備工事業 築炉工事業 主として溶鉱炉、平炉、石灰窯、れんが窯、融解窯、じんあい(塵埃)焼却炉、火葬場の炉、火力発電所などのボイラなど 各種の窯炉建設工事を行う事業所をいう。 〇葉炉工事業	築炉工事業	€→指針①	により削除	
	0892	熱絶縁工事業 主として管、ボイラ、その他の熱絶縁工事を行う事業所をいう。 〇保温保冷工事業:ボイラ熱絶縁工事業		0892	熱絶縁工事業 主として管、ボイラ、その他の熱絶縁工事を行う事業所をいう。 〇保温保冷工事業; <u>熱絶縁工事業</u> :ボイラ熱絶縁工事業	熱絶縁工事	≨業→指針	①により削降	余
	0893	道路標識設置工事業 主として道路において標識設置工事を行う事業所をいう。		0893	道路標識設置工事業 主として道路において標識設置工事を行う事業所をいう。 <u>〇道路標識設置工事業</u>	道路標識設	设置工事業	→指針①に	より削除
	0894	さく井工事業 主としてさく井、観測井・環元井・温泉の掘さく、浅井戸の築造、揚水設備の設置などの工事を行う事業所をいう。 〇さく泉工事業:井戸掘業 ×原油鉱業[0531];天然ガス鉱業[0532]		0894	さく井工事業 主としてさく井、観測井・環元井・温泉の掘さく、浅井戸の築造、揚水設備の設置などの工事を行う事業所をいう。 〇 <u>さく井工事業:</u> さく泉工事業:井戸掘業 ×原油鉱業[0531];天然ガス鉱業[0532]	さく井工事美	業→指針①)により削除	